

兵庫県警察における電子署名の管理に関する訓令

平成19年1月10日
兵庫県警察本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県警察における電子署名の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 兵庫県警察公文書管理規程（令和3年兵庫県警察本部告示第17号。以下「公文書管理告示」という。）に定めるところによる定義規定及び略称規定は、この訓令において適用する。

2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- 2 電子署名カード 電子署名を実施するための符号及び当該符号が当該電子署名の主体に係るものであることを証明するための電磁的情報が記録されたカードであつて、兵庫県登録分局（兵庫県が参加する総合行政ネットワークに設けられる地方公共団体における組織認証基盤の兵庫県登録分局をいう。以下同じ）が発行するものをいう。

(電子署名の方法)

第3条 兵庫県警察において実施する電子署名は、電子署名カードを使用する方法により行うものに限るものとする。

(電子署名カード)

第4条 次の表の左欄に掲げる所属において行う事務について必要がある場合は、同表の右欄に掲げる者の職名による電子署名を実施することができる。

電子署名を実施することができる所属	電子署名を実施することができる職名
警務部警務課	警察本部長
警察署	警察署長

2 前項に規定する電子署名を実施することができる所属（以下「実施所属」という。）に、当該電子署名を実施することができる職名の電子署名カードを置くものとする。

(電子署名総括管理者)

第5条 本部に、電子署名総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置く。

- 2 総括管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 総括管理者は、電子署名の管理及び運用を総括する。

(電子署名管理責任者)

第6条 実施所属に、電子署名管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、実施所属の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、所属における電子署名の管理及び運用について、その責めを負う。

(電子署名カード保管責任者)

第7条 実施所属に、電子署名カード保管責任者（以下「保管責任者」という。）を置く。

- 2 保管責任者は、公文書管理告示第6条第1項に規定する副文書管理者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、公文書管理告示第7条第1項に規定する文書主任を保管責任者に指定することができる。
- 4 保管責任者は、電子署名カードの保管その他の電子署名カードの管理について、その責めを負う。

(電子署名カード取扱者)

第8条 実施所属に、電子署名カード取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 取扱者は、管理責任者が指定する者をもって充てる。
- 3 取扱者は、管理責任者の指揮を受け、電子署名の実施に係る事務を行う。

(電子署名カードの作成)

第9条 管理責任者は、電子署名カードを作成する必要がある場合は、電子署名カード作成・更新申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、電子署名カードの作成を総括管理者に申請するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定による申請を受けた場合において、申請書の内容を確認し、電子署名カードの作成が必要であると認めるときは、電子署名カードの作成を兵庫県登録分局に申請するものとする。（電子署名カードの更新）

第10条 管理責任者は、電子署名カードの有効期間が満了する場合において、当該電子署名カードに係る職名による電子署名を継続して実施する必要があるときは、あらかじめ申請書により、電子署名カードの更新を総括管理者に申請するものとする。

2 前条第2項の規定は、電子署名カードの更新について準用する。（電子署名カードの失効）

第11条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに電子署名カード失効申請・返納書（様式第2号）により、電子署名カードの失効を総括管理者に申請しなければならない。

- (1) 電子署名を廃止しようとする場合
- (2) 物理的又は電子的な破損その他の理由により電子署名カードが使用できなくなった場合
- (3) 盗難、紛失その他の理由により電子署名カードが不正に使用されるおそれが生じた場合

2 総括管理者は、前項の規定による申請を受けた場合は、直ちに当該電子署名カードの失効を兵庫県登録分局に申請しなければならない。この場合において、当該申請が前項第2号又は第3号のいずれかに該当するものである場合は、速やかに状況を調査し、本部長に報告しなければならない。（電子署名カードの返納）

第12条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに電子署名カードに電子署名カード失効申請・返納書を添えて総括責任者に返納するものとする。

- (1) 第10条第2項において準用する第9条第2項の規定に基づき、電子署名カードの交付を受けた場合
 - (2) 前条第1項各号のいずれかに該当する場合（盗難又は紛失により第3号に該当する場合を除く。）
- （電子署名の実施）

第13条 電子署名を実施する者は、電子署名を実施しようとする文書が決裁文書と相違ないことを確認した上、電子署名を実施しなければならない。

（職務代行者による電子署名）

第14条 電子署名に係る職名にある者に事故がある場合において、他の警察職員が事務代理、事務取扱い等を命ぜられ、その事務を代行するときは、職務を代行される者の電子署名を実施し、職務を代行する者の電子署名カードは、新たに作成しないものとする。

（電子署名カードの保管等）

第15条 保管責任者は、電子署名カードを使用しないときは、電子署名カードを堅固な容器に納めた上、金庫又は金属製の書庫に入れて施錠するなど、適切な保管の措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、保管責任者又は取扱者に限り、電子署名カードを使用させることができる。

3 管理責任者、保管責任者及び取扱者は、電子署名カード及び当該電子署名カードに係る暗証番号を厳重に管理し、電子署名カードの盗難、暗証番号の漏えい等の防止に万全を期さなければならない。

（電子署名カード台帳）

第16条 総括管理者は、兵庫県警察において保有する電子署名カードについて、電子署名カード台帳（様式第3号）を作成し、常に整理しておくものとする。

（補則）

第17条 この訓令の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月29日から施行する。

（兵庫県警察における文書の管理に関する訓令の一部改正）

2 兵庫県警察における文書の管理に関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第14号）の一部を次のよ

うに改正する。

第22条第1項ただし書中「認められるもの」の右に「又は電子署名（兵庫県警察における電子署名の管理に関する訓令（平成19年兵庫県警察本部訓令第1号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。）をするもの」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

第23条の2 前条の規定にかかわらず、第22条第1項ただし書又は同条第2項の規定により公印の押印及び決裁文書との契印を行わない文書については、電気通信回線を通じて送信することができる。

附 則 （平成22年3月19日本部訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年12月17日本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 （令和3年1月19日本部訓令第3号）

この訓令は、令和3年1月19日から施行する。